

ファクシミリ送信書

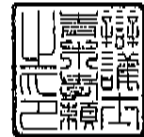
令和 5 年 11 月 8 日

【送信先】

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

【送信者】

AZX 総合法律事務所
被告訴訟代理人 弁護士 青木 孝頼
TEL 03-3512-2531 (代)
FAX 03-3237-2175



【事件の表示】

神戸地方裁判所 令和 5 年 (ワ) 第 1113 号 解約料条項等差止請求事件
原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

【送信文書】

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 第 1 準備書面 | 15 枚 |
| 2. 証拠説明書 (1) | 3 枚 |
| 3. 書証 (乙第 1 号証～乙第 7 号証) | 18 枚 |
| 4. 閲覧制限の申立書 | 3 枚 |

【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 39 枚を直送によりお送りします。

原告訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

.....
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和 年 月 日受領しました。

受信者:原告訴訟代理人

印

- ・神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
- ・被告訴訟代理人弁護士 青木孝頼 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 1 準備書面

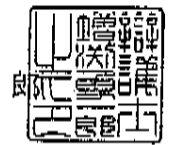
令和 5 年 11 月 9 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

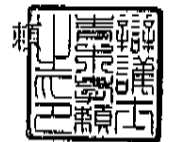
弁 護 士

増 渕 勇 一



同

青 木 孝



第1 訴状「第 1 当事者」に対する認否

1 「1 原告」

不知。

2 「2 被告」

認める。

第 2 訴状「第 2 被告の挙式披露宴実施契約について」に対する認否

第 1 段落は認める。

第 2 段落については、本件挙式披露宴実施契約（訴状において定義される「本件挙式披露宴実施契約」を意味する。なお、別段の定義をしない限り、訴状において定義された用語は、本準備書面においても同一の意味を有する。）の内容に、第 2 段落記載の役務の提供が含まれていることは認めるが、法的性質が準委任契約であることは争う。

第 8「被告の主張」において述べるとおり、本件挙式披露宴実施契約は、異なる

法的性質を有する様々な役務の提供や、物品の賃貸、販売等が複合した契約であり、原告が主張するような単純な準委任契約ではなく、いわゆる非典型契約に当たる。

第 3 段落については、本件利用規約に本件解約料条項が存在することは認める。

但し、挙式披露宴は、「冠婚葬祭」という社会的または文化的な儀礼の側面を持つこともあり、被告においては、顧客の解約の理由が「身内の不幸」等の心情的または社会的に配慮すべき事情であれば、かかる事情も考慮し、本件解約料条項の規定通りの解約料は徴収しない等の顧客に有利となる取扱いも一般的な運用として行っており、本件解約料条項を画一的に適用しているわけではない。

第 3 訴状「第 3 問題点の把握」に対する認否

本件解約料条項を適用した場合、披露宴当日より起算して 181 日前の解約があった場合に申込金 20 万円の返金を行う必要がないことは認めるが、その余は争う。

原告は、本件挙式披露宴実施契約が準委任契約であり、本件挙式披露宴実施契約の解約により顧客に損害賠償義務は発生せず、また、被告に顧客に対する報酬請求権が発生しないことを前提として、本件挙式披露宴実施契約の条項の不当性を主張する。しかし、第 8「被告の主張」において述べるとおり、本件挙式披露宴実施契約は複合的な性質を有する非典型契約であり、準委任契約であることを前提とした原告の主張は、独自の見解に基づくものであり失当である。なお、第 2 においても述べた通り、被告は、顧客側の解約の理由も考慮し、本件解約料条項の規定通りの解約料は徴収しない等の顧客に有利となる取扱いも一般的な運用として行っている。

第 4 訴状「第 4 本件解約料条項の不当条項性」に対する認否

1 「1 消費者契約法 10 条該当性」

(1) 「(1) 消費者契約法 10 条の解釈」

法令の解釈に関する主張であり、認否の対象とならない。

なお、一般的に、消費者契約においては、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」があるとしても、本件挙式披露宴実施契約は、一生に一度の慶事に関する契約であり、多額の支出を伴うものであることから、顧客としても十分に内容について把握し、検討した上で締結するものである。加えて、被告においては、本件利用規約の内容を説明する動画を準備し、本件挙式披露宴実施契約を締結する際には、その動画を契約締結前の顧客に見せながら漏れなく正確に本件利用規約の内容を説明した上で、動画の上映後には婚礼プランナーより口頭をもって特に重要な点や消費者が特に懸念する点等の説明を追加し、疑問点等があれば改めて説明の場を設けるという運用を採用している(口頭での説明に加えて動画でも規約の内容を説明する運用を採用している例は婚礼業界内でもまだ珍しく、契約内容に対する消費者の理解促進に向けた被告の強い意向により導入、運用されているものである。乙1)。更に、解約料について疑問や不安を抱えた顧客がいれば、個別に詳細な説明が行われており、被告においては、消費者契約法が想定する「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」を是正するための措置が十分に採られている。

(2) 「(2) 民法 703 条、民法 545 条 1 項の基本理念との抵触」

争う。

原告は、顧客から被告に対する不当利得返還請求権が成立することを前提として、本件解約料条項が消費者契約法第 10 条に抵触する旨を主張する。原告が如何なる法的根拠により、不当利得返還請求権が発生すると主張しているのかは明確ではないが、申込金が解約料の一部に充当されることは本件利用規約第 1 条に明記されていることに加え、仮に、本件解約料条項が存在しなかったとしても、被告は、本件挙式披露宴実施契約が顧客の都合により解約されたことにより顧客

に対して生じる損害賠償請求権と、本件挙式披露宴実施契約の解約に伴い顧客に対して負う申込金の返還債務を対当額で相殺することにより、申込金相当額を収受することが可能であり、かかる申込金相当額の収受は法律上の原因を有することは明らかであることから、原告の主張には何らの理由も存しないことは明白である。

よって、顧客が不当利得返還請求権を有することを前提とした原告の主張は、独自の見解に基づくものであり失当である。

(3) 「(3) 民法 651 条 2 項及び民法 648 条の 2 第 2 項の基本理念との抵触」

ア「ア 消費者契約法 10 条前段への該当」

争う。

原告は、本件挙式披露宴実施契約が準委任契約であることを前提として、本件解約料条項が消費者契約法第 10 条に抵触する旨を主張をしているが、第 2 において述べたとおり、本件挙式披露宴実施契約は複合的な性質を有する非典型契約であり、本件挙式披露宴実施契約が準委任契約であることを前提とした原告の主張は、独自の見解に基づくものであり失当である。

イ「イ 消費者契約法 10 条後段への該当」

(i)「披露宴当日よりもはるか前である解約時以前では、被告は、消費者に対し、解約された本件挙式披露宴実施契約のために特段の費用支出を要する役務を提供しておらず、消費者が解約時までには本件挙式披露宴実施契約により手中におさめた利益は存在していない」こと、(ii)「解約時点以降には、被告は本件挙式披露宴実施契約で予定された披露宴当日に、別の消費者との間で、別途新たな挙式披露宴実施契約を締結することによる利益の取得がほぼ確実に可能であること」、及び(iii)「実費については披露宴当日よりもはるか前である解約時以前では、個々の契約との個別の関係で支出がなされ、解約により無駄な支出となってしまうような被告の実費負担は想定できない」という点は否認し、その余は争う。

(i)に関しては、本件挙式披露宴実施契約を締結することにより、契約締結時か

ら、仮にその後別の顧客から同日・同時刻・同会場を対象としたどんな好条件の案件が上がってきたとしても、被告は顧客が希望する会場の時間枠を顧客のために確保するという義務を負う一方で、顧客は当該時間枠において挙式披露宴を行う権利を確保できるという利益を得ている。

さらに、挙式披露宴実施契約においては、その性質上、顧客の大半が挙式披露宴を挙行することは人生で初めての経験となるため、挙式・披露宴の常識や慣習に対する前提知識が浅い、またはほぼ無い例が珍しくない。そのため婚礼プランナーは、契約締結後の打ち合わせの序盤においては、挙式披露宴についての基礎知識、招待客の選考基準、席次表等における肩書の表記の仕方、地域ごとの慣習その他挙行する上での留意点を説明する。その後、昨今の流行やトレンド、新商品、ブライダルフェアや試食会、ドレスフェアなどのイベント等について幅広く案内しつつ、顧客の年齢、職業、社会的立場、参列者の人数、本人または親の意向を踏まえて、開催のコンセプト、和装か洋装か衣裳の選択、引き出物やプチギフト、その他演出内容等を提案し、検討を促していくこととなる。また、顧客が希望するもので、直ちに手配が必要なものがあれば手配を行う。つまり、挙式披露宴のサービスは、実施日当日のみに提供されるものではなく、契約締結日から実施日まで「段階的に」提供されていく性質を持つものであるため、被告の顧客に対するプランニング業務の一部がこの時点で行われているといえる。加えて、仮に顧客が途中で本件挙式披露宴実施契約を解約し他の披露宴会場において挙式披露宴を行う場合にも、契約締結後にすでに行われた婚礼プランナーとの打ち合わせにおいて得られたこうした知見については容易に転用することができ、係る観点からも顧客は、挙式披露宴実施契約の締結直後から婚礼事業者から婚礼プランニングサービスの一部の提供を受けており、現に利益も得ているものである。

(ii)に関しては、被告の披露宴会場において、2018年5月から2023年10月(5期半)までの間に披露宴の実施予定日が含まれる案件について、契約締結日から披露宴実施予定日まで181日以上の間があった件数の割合は約72.7%であ

る(乙 2)。また、婚礼のための施設の紹介、斡旋を行う結婚式場紹介業、婚礼のための施設・サービスの提供をする結婚式場業及びこれらに関する事業を営む貸衣裳業、一般写真業など式場と共同又は分担してそれぞれ専門の業務によって婚礼に携わる優良な法人・団体及び個人・自営業者である会員により構成される公益社団法人日本ブライダル文化振興協会(乙 3)が行った調査では、2019 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに行われた挙式・披露宴について、挙式・披露宴の当日の 7 ヶ月前以前に挙式・披露宴の実施が決定された割合は全体の 59.2% となっており、近年は決定時期が早まっていることがうかがえる(乙 4 の 1)。このように、ブライダル業界においては挙式披露宴実施契約の締結から披露宴の当日までに相当期間を要することが一般的である。そして、2018 年 5 月から 2023 年 4 月までの間に被告が運営する全ての披露宴会場において挙式披露宴を実施することが予定されていた挙式披露宴について、当該挙式披露宴にかかる挙式披露宴実施契約が、実施予定日の 181 日前までに解約がなされ、かつ、その後に同一の日程で別の顧客との間の挙式披露宴実施契約が締結されなかった割合(以下、挙式披露宴実施契約が解約された後、同一日時で挙式披露宴実施契約が締結されなかった割合を「非再販率」という。)は、被告においては 56.3% である(乙 5)。また、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会により 2021 年 2 月に行われた調査では、当該調査時点の直近約 2 年間に於いて披露宴当日の 364 日前以降 180 日前までの間に解約がなされた場合の非再販率は 63.8% であり(乙 4 の 2)、被告においても、被告以外の業者においても解約がなされた後に同一の日程で別の顧客との間で挙式披露宴実施契約が締結されないことは相当程度に見込まれるものである。かかる統計データからは、「本件挙式披露宴実施契約で予定された披露宴当日に、別の消費者との間で、別途新たな挙式披露宴実施契約を締結することによる利益の取得がほぼ確実に可能である」などという原告の主張は何らの根拠に基づかない単なる思い込みに過ぎないことは明らかである。

(iii)に関しては、そもそも実費については、実際に費用が発生した場合に当該

実費相当額を解約料の一部として支払うことを規定したものであり、実費が発生していなければ、解約料のうち当該実費相当部分は発生しないことから、当該規定が存在することは何ら不合理ではない。

上記の通り、原告が本件解約料条項が消費者契約法第 10 条後段に該当することを基礎づける事実として主張する事項は、いずれも実態と異なるものであり、本件解約料条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるとの原告の主張は何らの根拠もない。

(4) 「(3) 透明性の原則との抵触」

ア 「ア 消費者契約法 10 条前段への該当」

第 1 段落は否認又は争う。第 2 段落及び第 3 段落は法令の解釈に関する主張であり、認否の対象とならない。

本件利用規約は、本件挙式披露宴実施契約の締結時に被告から顧客に対して提示するものであるが、提示の際には見積額を記載した見積書もあわせて提示される運用となっている。このことは本件利用規約第 6 項の解約料水準の大半が「最新のお見積金額×●%」と、見積金額が提示されていることを前提として規定されていることから明らかである。当該見積書には、当然ながら顧客の求める規模や演出内容に即して司会、引き出物、印刷物等の商品または役務ごとの料金が記載されている(乙 6)。そして、本件利用規約第 6 項には「実費とは、司会、引き出物、印刷物等の手配が完了している商品等の料金を意味」する旨が明記されており(甲 4)、顧客としては、本件利用規約と共に提示される見積書を確認さえすれば実費の内容及び金額をすぐに把握することが可能である。加えて、そもそも被告は招待状の作成等の実費が発生する業務を行う際には、あらかじめ顧客に対して複数の選択肢(たとえば印刷物の典型例である招待状を例に挙げれば、その形状や材質により代金額の異なる複数の選択肢が存在し、昨今では WEB 招待状の利用も増加傾向にあり、一方で少人数挙式の場合は招待状自体を発送しない選択をする顧客も少なくない。)が発生する代金額とともに提案し、顧客の選

択、発注を受けて手配を行うものであるため、当該検討段階において顧客は当然に実費の発生及びその金額を把握することができるのであって、本件利用規約第6項の記載のみをもって実費の内容及び金額を全く見通すことができないという原告の主張は、本件利用規約の規定の一部を恣意的に切り出してなされたものであり、全般的を射ていない。

イ「イ 消費者契約法 10 条後段への該当」

第1段落から第5段落までは法令の解釈に関する主張であり、認否の対象とならない。

第6段落は否認又は争う。アにおいて述べた通り、本件解約料条項に記載されている「実費」の内容及び金額は、顧客が明確に把握したうえで選択することによって確定するものであることから、原告が主張する「透明性の原則」にも反するものでないことは明白である。

2 「2 消費者契約法 9 条 1 号該当性」

(1) 「(1) 消費者契約法 9 条 1 号の解釈」

法令の解釈に関する主張であり、認否の対象とならない。なお、原告の主張する消費者契約法 9 条 1 号は、同法第 9 条第 1 項第 1 号の趣旨であると推察されるため、かかる前提で認否を行う。

(2) 「(2) 本件解約料条項の問題点」

第3段落は認めるが、その余は否認又は争う。

原告は、①披露宴当日からさかのぼって早期の段階での解約については同一の日時に別の挙式披露宴あるいは宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、被告の被る損害はおおよそ考え難い、②披露宴当日からさかのぼって181日目にあたる日以前の解約であれば、申込金 20 万円全額に相当する程の損害が発生することも考え難いなどと主張し、本件解約料条項は消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号の平均的損害を超える条項に該当し、平均的損害を超えた部分については無効となると主張する。しかし、第 1 項(3)において述べた通り、挙式披露宴実施契

約の締結から披露宴の当日までに相当期間を要することが一般的であることから、早期の段階での解約については同一の日時に別の挙式披露宴あるいは宴会が申し込まれる可能性は極めて高いなどと言えないことは明白である。また、被告は顧客から本件挙式披露宴実施契約が解約されることにより、解約がなされなければ本来得ることができるはずであった利益（いわゆる逸失利益）を得ることができないこととなり、当該逸失利益相当額が被告の損害となるところ、第 8「被告の主張」において述べる通り、本件解約料条項に基づく解約料の額は当該逸失利益相当額の平均額を下回っているため、本件解約料条項は消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号の平均的損害額を超える条項には該当しない。

第 5 訴状「第 5 被告が本件解約料条項等を含む消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれ」に対する認否

- 1 「1 全国消費生活センターに多数の相談が寄せられていること」
不知。

なお、原告の甲第 5 号証に記載されている相談事例は、新型コロナウイルスの影響による挙式披露宴の延期、キャンセルに関する事例が大半であり、原告が本件において消費者契約法に抵触すると主張する、挙式披露宴当日から期間がある場合における解約料条項の有効性とは論点が異なるものである。

- 2 「被告が消費生活センターの斡旋手続及び国民センターの和解仲介手続に一切応じなかったこと」

原告の言及する事案において、被告が独立行政法人国民生活センターの和解仲介手続に応じなかったこと、及び期日出席要求書に対して手続に協力しない旨回答したことは認める。

甲第 6 号証の「2.手続の経過と結果(不調)」に記載があるとおり、当該事案においては、同センターから本件解約条項の運用及び改正前消費者契約法第 9 条 1 号の平均的損害額を論点として提示されたところ、当該論点は法令の解釈に関する事

項であることから、被告としては全ての案件について統一的な扱いをする必要があり、個別の事案における和解になじまないものであったため、やむを得ず和解の仲介手続を断ることとしたものである。被告は本件以前に打診のあった独立行政法人国民生活センターからの和解仲介手続には誠実な対応を行ってきたものの、当該事案については、事案の性質上、和解協議に応じることができなかったものであり、被告が一切手続に応じなかったわけではない。

第 6 訴状「第 6 消費者契約法 41 条に基づく事前の請求」に対する認否
認める。

第 7 訴状「第 7 管轄」に対する認否
認める。

第 8 被告の主張

1 被告の主張の概要

原告は、本件挙式披露宴実施契約が準委任契約であることを前提として、本件解約料条項が準委任契約に基づく解約権よりも顧客に不利益な内容となっていることから消費者契約法第 10 条に違反する旨主張する。しかし、そもそも、本件挙式披露宴実施契約は準委任契約ではなく、損害賠償責任を負うことなく解除することはできないため、原告の主張の前提自体が失当であり、本件解約料条項は消費者契約法第 10 条に違反するものではない。

また、原告は、挙式披露宴当日よりも 181 日目にあたる日以前の解約の場合、被告に申込金 20 万円全額に相当する損害が発生することは考え難く、本件解約料条項は平均的損害を超える損害賠償額を規定するものであることから消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号に違反する旨主張する。しかし、挙式披露宴実施契約の解約による顧客の損害賠償の対象には逸失利益も含まれるという最高裁判所の判例（最

決平成 27 年 9 月 2 日(受)平成 27 年第 897 号)があるところ、被告の採用する本件解約料条項は、当該判例で是認された枠組みに従った内容になっており、本件解約料条項が規定する損害賠償額は平均的損害を超えるものではなく、本件解約料条項は第 9 条第 1 項第 1 号に違反するものではない。

2 本件解約料条項は消費者契約法第 10 条に違反するものではないこと

(1) 本件解約料条項が公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものではないこと

ア 消費者契約法第 10 条前段の趣旨

消費者契約法第 10 条前段は、「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であることを、当該規定が消費者の利益を一方的に害する条項として無効と判断されるための要件の一つとして規定する。当該規定の趣旨は、「問題とされる契約条項がなければ消費者に認められていたであろう権利義務関係と、問題の契約条項を比較して、後者が消費者の利益を制限し又は消費者の義務を加重するとはいえない場合」には消費者契約法第 10 条は適用されないという趣旨であると解釈される(『コンメンタール消費者契約法 第 2 版』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編 187 頁)。かかる消費者契約法第 10 条前段の規定の趣旨からは、以下のとおり、本件解約料条項は、消費者契約法第 10 条前段の要件には当てはまらず、本件解約料条項は消費者契約法第 10 条の規定により無効となるものではない。

イ 本件挙式披露宴実施契約は準委任契約ではないこと

原告は、本件挙式披露宴実施契約の法的性質が準委任契約であることを前提として、本件解約料条項は、民法第 651 条第 2 項、同第 648 条の 2 第 2 項の規定よりも消費者の不利益な内容となっており、消費者の利益を一方的に害することから消費者契約法第 10 条第 1 項に違反する旨、縷々主張する。しかし、そもそも本件挙式披露宴実施契約の法的性質が準委任契約であるという原告の主張の前提自体が挙式披露宴の実態をとらえずに本件挙式披露宴実施契約の内容を都合よく曲

解した独自の見解に過ぎない。かかる見解を前提とした原告の主張は、畢竟、独自の見解を前提として本件解約料条項の違法性を主張するものに過ぎず、主張自体失当である。

すなわち、一般的な挙式披露宴の実施に係る契約に基づき婚礼事業者より顧客に提供される商品及び役務の内容には、確かに原告が訴状において記載する司会進行や各種余興の提供など「準委任契約」の性質を有すると解釈することができる役務も一部含まれる。一方で、原告が準委任契約である根拠として例示した「更衣室(その他親族控室)の提供」は、所定の時間内で特定の部屋を独占的に使用できる権利を付与するものであり、賃貸借契約又はそれ自体が非典型契約である当該スペースの利用契約と理解するのが自然であり、準委任契約であると断じうる性質のものではない。

その他にも、本件挙式披露宴実施契約には、下記のようにそれ単独では請負、売買又は賃貸借契約の性質を有すると解釈することができる複数の商品、役務の提供も含まれている。

- ①新郎新婦の氏名等が印字された招待状や新郎新婦の意向を受けて準備されるブーケ、または挙式披露宴実施時に撮影され後日提供されるアルバムや記録映像等の「請負契約」に基づき制作、提供される商品
- ②引き出物、プチギフトまたはブライダルインナー(婚礼衣裳用の下着)等の「売買契約」に基づき購入、提供される商品
- ③レンタル婚礼衣裳等の「賃貸借契約」に基づき貸与される商品

本件挙式披露宴実施契約は、これらの複合的な性質を有する商品、役務の提供を包括した複合的な性質を有する内容であり、原告が主張するような単純な準委任契約でないことは明らかである。本件挙式披露宴実施契約は、上記の多種多様な性質を有する契約(その中には民法典で想定されていない非典型契約も含まれる。)の集合体であり、民法上の典型契約にそのまま当てはまらない非典型契約であることは自明である。原告の主張の前提は、挙式披露宴の実態に対する理解を欠く極

めて一面的で不当なものという他なく、本件挙式披露宴実施契約の内容を都合よく曲解した独自の見解に過ぎない。その誤った前提を根拠に展開される原告の主張は、畢竟、独自の見解を前提として本件解約料条項の違法性を主張するものに過ぎず、主張自体失当である。

ウ 法令中の公の秩序に関しない規定を適用した場合の帰結

上記のとおり、本件挙式披露宴実施契約は非典型契約であって、準委任契約に当たるものではないため、本件挙式披露宴実施契約には民法の準委任に関する規定がそのまま適用されるものではない。従って、仮に、本件利用規約に本件解約料条項が存在しない場合であっても、顧客は民法第 651 条第 2 項の規定に基づき被告に対して損害を賠償することなく当然に本件挙式披露宴実施契約を解約することはできることとはならない。

そもそも、契約当事者間では、法令又は契約に特段の規定がない限り、契約を一方的に何らの負担なく解約することはできないことが原則であることから、仮に、本件解約料条項が存在しないと仮定した場合に、「法令中の公の秩序に関しない規定を適用した場合」の帰結は、顧客は、本件挙式披露宴実施契約を履行するか、又は被告に生じた損害を賠償したうえで本件挙式披露宴実施契約を解除する必要があることとなる。

エ 法令中の公の秩序に関しない規定を適用した場合との比較

翻って、本件解約料条項を見ると、本件解約料条項が存在することにより、顧客は解約料を支払うことにより、自らのイニシアティブにより本件挙式披露宴実施契約を終了させることが可能となる。このように本件解約料条項は、顧客が本件挙式披露宴実施契約から離脱することを容易にするものであり、かつ顧客が負担する損害賠償額を定額化することで賠償範囲の拡大を防ぐ性質をもつものであることから、本件解約料条項が消費者の利益を制限し又は消費者の義務を加重するとはいえないことは明らかであり、よって、本件解約料条項は消費者契約法第 10 条前段の要件には該当するものではない。

- (2) 本件解約料条項は民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものではないこと

「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」とは、消費者の利益を不当に害する契約条項であることを意味し、当該契約条項によって顧客が受ける不利益とその条項を無効とすることによって事業者が受ける不利益を衡量して両者が均衡を失っていると認められる場合を意味すると解釈される(『コンメンタール消費者契約法 第2版』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編 195 頁)。本件では、(1)エにおいて述べたとおり、本件解約料条項はそもそも民法上の原則と比較して顧客の利益を害するものではない。また、本件解約料条項により、顧客が本件披露宴実施契約を解約した場合に負担すべき解約料の額が明確になり、顧客としては不測の損害賠償責任を負わずに済むというメリットもある。

他方で、本件解約料条項が無効となることにより、被告は顧客に対して本件挙式披露宴実施契約の解約に伴う損害賠償を請求する際に個別に被告の得ることができた利益の額等を立証したうえで顧客に請求をしなければならないこととなり、場合によっては本件挙式披露宴実施契約を解約した顧客と長期の交渉や訴訟を行う必要が生じることも想定され、被告の事業上の大きな負担となる。一方で、長期の交渉や訴訟が生じることは顧客の立場からも大きな負担となる可能性があるものであって、本件解約料条項は被告のメリットになるだけでなく、顧客の利益にもなり得るものである。

以上より、本件解約料条項は民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものではないことは明らかである。

- 3 本件解約料条項は消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号に抵触するものではないこと

本件と同様に結婚式場の解約金条項が改正前の消費者契約法第 9 条第 1 号に該当するかが争点となった判例(最決平成 27 年 9 月 2 日(受)平成 27 年第 897 号)では、消費者契約第 9 条第 1 号に規定する平均的な損害には、逸失利益が含まれ

ると判示されている。そして、逸失利益の額の算定においては、①解除時の見積額に粗利率を乗じた額から、損益相殺として、②解除時の見積額に粗利率を乗じた金額に本件挙式披露宴実施契約が解約された後に同一の日時に再販売された割合（以下「再販率」という。）を乗じた金額を控除して算定するという枠組みを採用している。以上の枠組みを元に、本件において被告に生じる逸失利益の額を算定すると、被告の披露宴会場において2018年5月から2023年4月までの間に実施予定であり、かつ、挙式披露宴当日より起算して181日前までに解約された案件の披露宴の1件当たりの見積額の平均額は2,272,396円であり、同期間中の当該案件に係る被告の粗利率は約46.3%である(乙7)。そして、同期間中において、披露宴当日より181日より前に解約された案件についての再販率は43.7%である(乙5)。従って、被告に生じる逸失利益は $2,272,396 \text{ 円} \times 46.3\% - 2,272,396 \text{ 円} \times 46.3\% \times 43.7\% = 592,343 \text{ 円}$ となる。当該金額は、披露宴当日より181日より前の時点で顧客が本件挙式披露宴実施契約を解約した場合の解約料である申込金20万円相当を上回るものである。従って、本件解約料条項を適用した場合の解約料は本件挙式披露宴実施契約が解約されることにより被告が被る平均的な損害額を下回っており、本件解約料条項は消費者契約法第9条第1項第1号に抵触するものではないことは明らかである。

4 結論

以上より、原告の主張は、いずれも独自の法律解釈に基づく何らの根拠のない主張であることから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

令和 5 年（ワ）第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

証拠説明書（1）

令和 5 年 11 月 9 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

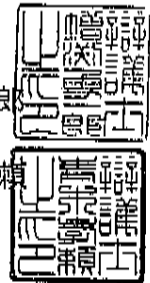
被告訴訟代理人

弁 護 士

同

増 淵 勇 一 郎

青 木 孝 頼



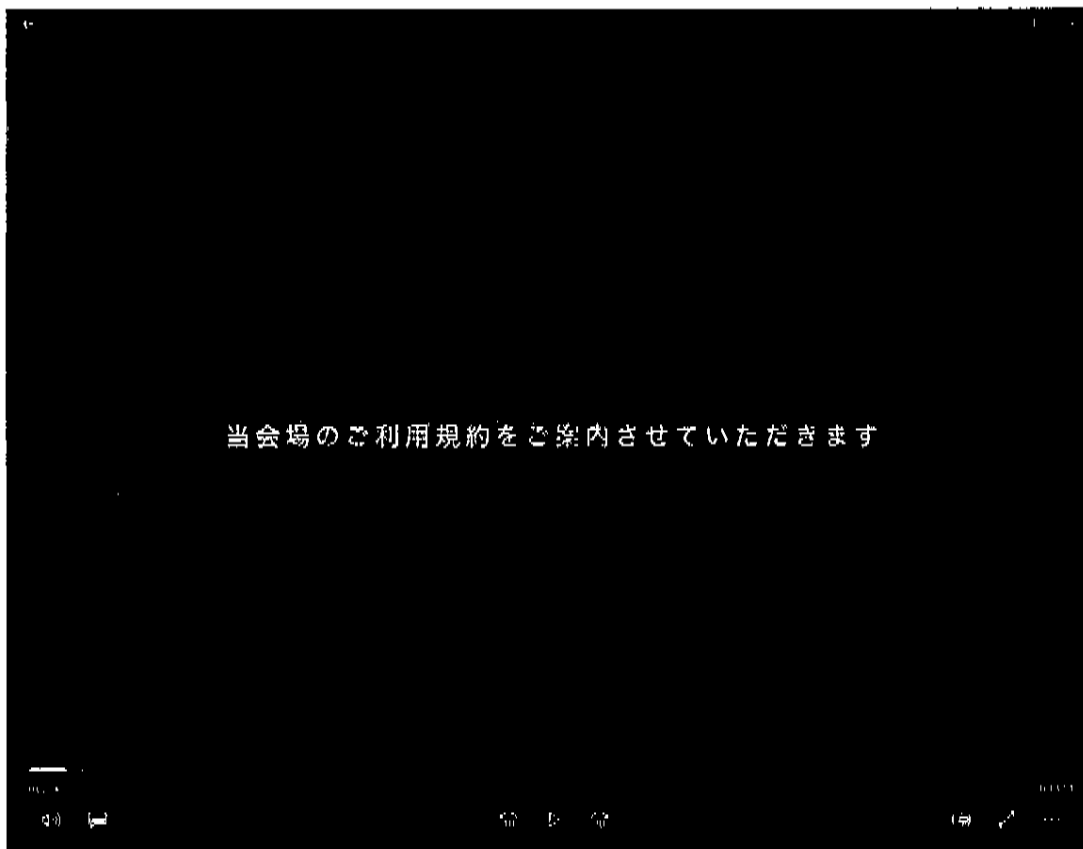
号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 1	利用規約説明画面（抜粋）	写し 令和 5 年 11 月 8 日	被告	被告が、契約締結前の顧客に対して、本件利用規約の内容を説明する動画を見せながら漏れなく正確に本件利用規約の内容を説明した上で、本件準式披露宴実施契約を締結していること。
乙 2	成約日から実施日まで 181 日以上あった件数の割合	写し 令和 5 年 11 月 8 日	被告	被告の披露宴会場において、2018 年 5 月から 2023 年 10 月（5 期半）までの間に披露宴の実施予定日が含まれる案件について、契約締結日から披露宴実施予定日まで 181 日以上の期間があった件数の割合は約 72.7%であること。
乙 3	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会ウェブサイト	写し 令和 5 年 11 月 8 日	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が、婚礼のための施設の紹介、斡旋を行う結婚式場紹介業、婚礼のための施設・サービスの提供をする結婚式場業及びこれらに関する事業を営む貸衣裳業、一般

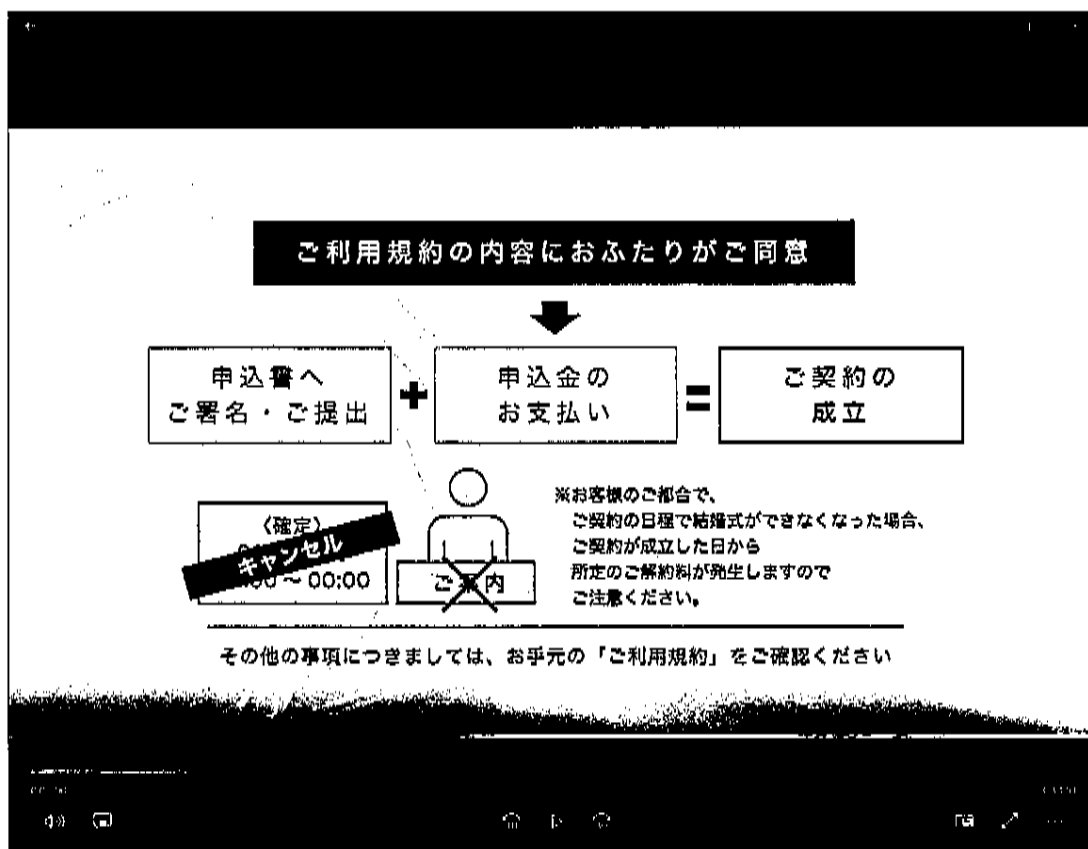
号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
					写真業など式場と共同又は分担してそれぞれ専門の業務によって婚礼に携わる優良な法人・団体及び個人・自営業者である会員により構成される組織であること。
乙 4 の 1	1 年間の決定時期別挙式・披露宴組数(『ブライダル業界におけるモデル約款見直しに関する調査研究報告書』)	写 し	令和 3 年 9 月	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会	婚礼事業者一般において、挙式・披露宴の当日の 7 ヶ月前以前に挙式・披露宴の実施が決定された割合は全体の 59.2%であること。
乙 4 の 2	1 年間の解約時期別解約件数、再販件数、非再販件数、非再販率(『ブライダル業界におけるモデル約款見直しに関する調査研究報告書』)	写 し	令和 3 年 9 月	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会	婚礼事業者一般において、披露宴当日の 364 日前以降 180 日前までの間に解約がなされた場合の非再販率は 63.8%であること。
乙 5	挙式披露宴当日より起算して 181 日前までに解約された案件の再販率・非再販率	写 し	令和 5 年 11 月 8 日	被告	2018 年 5 月から 2023 年 4 月までの間に被告が運営する全ての披露宴会場において挙式披露宴を実施することが予定されていた挙式披露宴について、当該挙式披露宴にかかる挙式披露宴実施契約が、実施予定日の 181 日前までに 解約がなされた場合の、被告における非再販率は 56.3%であること。
乙 6	見積書サンプル	写 し	令和 5 年 11 月 8 日	被告	被告が顧客に提示する見積書には、顧客の求める規模や演出内容

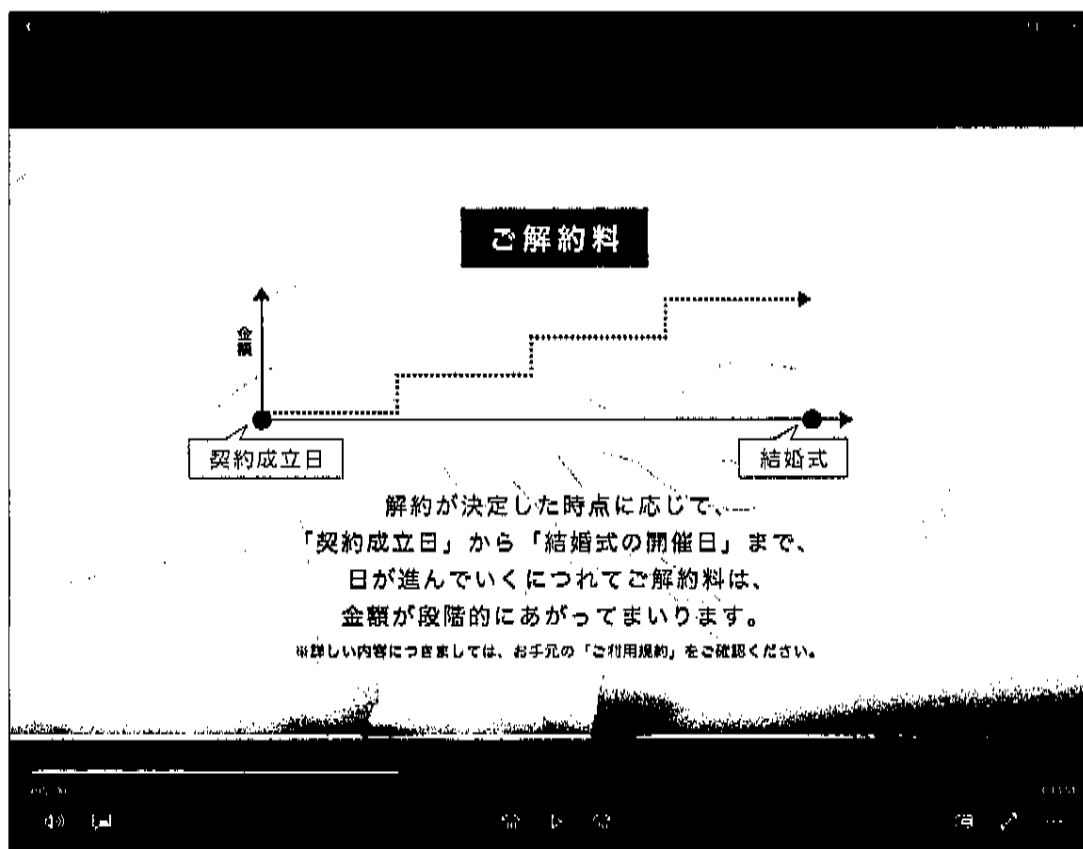
号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
					に即して司会、引き出物、印刷物等の商品または役務ごとの料金が記載されており、顧客は実費の内容及び金額を把握することが可能であること。
乙 7	挙式披露宴当日より起算して181 日前までに解約された案件の初回見積金額及び粗利額	写し	令和 5 年 11 月 8 日	被告	被告の披露宴会場において 2018 年 5 月から 2023 年 4 月までの間に実施予定であり、かつ、挙式披露宴当日より起算して181 日前までに解約された案件の披露宴の 1 件当たりの見積額の平均額は 2,272,396 円であり、同期間中の当該案件に係る被告の粗利率は約 46.3%であること。

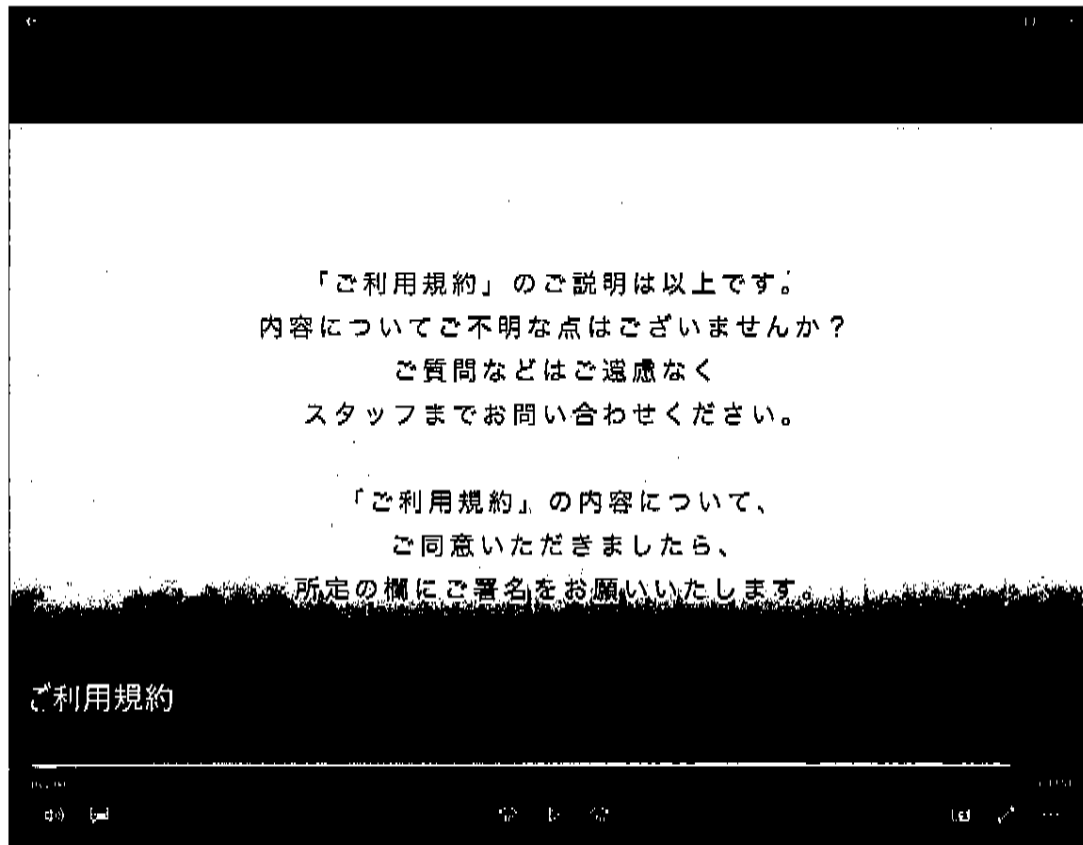
以 上

乙第1号証









■成約日から実施日まで181日以上あった件数の割合

成約のままorキャンセル 合計	成約期	成約日から実施日までの日数		合計	181日以上の割合
		181日より短い	181日以上		
	22期 (2018/5/1～2019/4/30)	1,185	2,574	3,759	68.5%
	23期 (2019/5/1～2020/4/30)	697	2,751	3,448	79.8%
	24期 (2020/5/1～2021/4/30)	382	1,536	1,918	80.1%
	25期 (2021/5/1～2022/4/30)	821	1,756	2,577	68.1%
	26期 (2022/5/1～2023/4/30)	863	1,926	2,789	69.1%
	27期上期 (2023/5/1～2023/10/31)	325	823	1,148	71.7%
	合計	4,273	11,366	15,639	72.7%

乙第2号証



公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会
Bridal Institutional Association

乙第3号証

[ホーム](#) [これから結婚される皆さま](#) [ブライダル事業者の皆さま](#) [ブライダルコーディネーター技能検定](#) [会員紹介](#) [BIAについて](#)

[書籍販売](#)

BIA入会について

BIA入会について

会員の資格

BIAの会員は、婚礼のための施設の紹介、斡旋を行う結婚式場紹介業、婚礼のための施設・サービスの提供をする結婚式場業及びこれらに関する事業を営む貸衣装業、一般写真業など式場と共同又は分担してそれぞれ専門の業務によって婚礼に携わる優良な法人・団体及び個人・自営業者です。

入会金および会員規則

目的

第1条 この規則は、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（以下「協会」という。）の定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費について定めることを目的とする。

入会金

第2条 本会に入会しようとする者は、入会に際し、次の入会金を納付する。

- (1) 正会員(法人、団体及び自営業者) 30,000円
- (2) 賛助会員(法人、団体及び自営業者) 20,000円
- (3) 賛助会員(個人) 10,000円

[カテゴリー](#)

[総会](#)

[新型コロナウイルス感染症関連](#)

[What's new](#)

[技能検定](#)

[BIAからのお知らせ](#)

[イベント・セミナーのお知らせ](#)

[BIA関連企業・団体からのお知らせ](#)

[行政・関係機関からのお知らせ](#)

[未分類](#)

2023/11/08 11:43

BIA入会について | 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

会費

第3条 会費は下記の「会費基準」のとおりとする。

臨時会費

第4条 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を得て、正会員から臨時会費を徴収することができる。

会費の納付

第5条 (1) 会費の納付は、当該年度の4月末日までに1ヵ年分を全額納付するものとする。

(2) 年度途中の入会者の会費については、入会日の属する月を含めた月割額を入会月の末日までに納付するものとする。

(3) 会費の納入について、申し出により、理事会の同意を得て、分納することができる。

入会金及び会費の不返還

第6条 既納の入会金及び会費は、返還しない。

入会金及び会費の免除

第7条 定款第12条に基づき、選任された正会員以外の理事及び監事については、理事会の同意を得て、入会金及び会費を免除することができる。

規則の変更

第8条 本規則は、理事会の議決を得て、総会の承認を受けなければ変更することができない。

実施要領

第9条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行される。

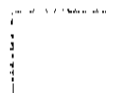
会費基準

正会員会費(法人、団体及び自営業者)

(1) 1口 年6万円とする。

(2) 会費区分は、以下の通り、

●正会員 A … 1口以上



2023/11/08 11:43

BIA入会について | 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

●正会員B…2口以上

●正会員C…3口以上

(3) 区分の内訳

●正会員A…1) 資本金(財団法人にあっては、基本財産額、社団法人にあっては入会時の年予算額)以下「資本金等」と言う一が1億円未満のもの。

2) 資本金等が設定されていない団体、事務所等にあっては、常備の従業員数が100人未満のもの。

3) 法人がグループ又はチェーンとして、複数のブライダル関連事業を営む場合で、その本社(本部)に当る事業所(事務所)が会員になっている場合の従たる事業所(事務所)。

●正会員B…1) 資本金等が1億円以上5億円未満のもの。

2) 資本金等が設定されていない団体、事業所等にあっては、常備の従業員数が100人以上300人未満のもの。

●正会員C…1) 資本金等が5億円以上のもの。

2) 資本金等が設定されていない団体、事業所等にあっては、常備の従業員数が300人以上のもの。

(4) 基準の適用

入会申込書のデータに基づき、上記の基準を適用し、会費を決定する。具体的適用に当り、疑義を生じた場合は総務委員会において個別に審議し、会長が決定する。

賛助会員会費(法人、団体及び自営業者)

1口(6万円)以上

賛助会員会費(個人)

ブライダル関係事業に、雇用され従事している個人が入会する場合(但し、原則として所属する事業体が会員となっている場合に限る)

1人年1万2,000円とする。

会 員 証

正会員へは会員証盾を実費配付致します。(作成実費といたしまして、10,000円をご負担いただきます。)

入会手続き

入会を希望される場合は、所定の入会申込書に記入して協会に提出して頂きます。事務局

2023/11/08 11:43

BIA入会について | 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

で申込書を受け取り、諸手続を致しましてから、改めて会費等のご連絡をさせていただきます。

入会書類ダウンロード

入会申込書は押印が必要となりますので、記入後、押印の上郵送してください。

[協会パンフレット](#)

[入会申込書\(PDF\)](#)



公益社団法人日本ブライダル文化振興協会
Bridal Institutional Association

[プライバシーポリシー](#) | [お問い合わせ](#)

Copyright © 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会 All Rights Reserved.

乙第4号証

ブライダル業界における
モデル約款見直しに関する調査研究
報 告 書



BRIDAL INSTITUTIONAL
ASSOCIATION

2021 年（令和3年）9月

（BIA）公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

乙第4号証の1

3 挙式・披露宴の実施及び解約の実態

(1) 1年間(2019年1月1日～12月31日)の挙式・披露宴の決定時期別受注組数

◇過去1年間に実施された決定時期別挙式・披露宴組数は、1年以上前が全体の20.5%を占め最も多い。平成19年の調査(以下「前回調査」)では、1年前以上は5.8%とわずかであり、また、7ヶ月前から3ヶ月前までの組数が全体の約6割を占めていたが、今回の調査では、1年以上前から8ヶ月前の早期の受注が約半数(49.0%)を占め、決定時期が早まっていることがうかがえる。

◇業態別にみると、1年以上前の組数の全体に占める比率は、「ゲストハウス」(21.2%)及び「全互協」(28.6%)で高い。

※調査時期及び調査対象が異なるが、参考までに、今回の調査の受注組数5万6,785件は、「2019年経済構造実態調査」(総務省・経済産業省)での2018年1月～12月の年間挙式・披露宴取扱件数17万1,389件の33%に当たる。※参考文献

表1 1年間の決定時期別挙式・披露宴組数(有効回答数:42社)

決定時期	結婚式・披露宴組数(42社)			平成19年度 調査(構成比%)
	合計	各社平均	構成比(%)	
1. 1年以上前	11,619	276.6	20.5	5.8
2. 11ヶ月前	3,051	72.6	5.4	4.2
3. 10ヶ月前	3,457	82.3	6.1	5.1
4. 9ヶ月前	4,372	104.1	7.7	6.9
5. 8ヶ月前	5,260	125.2	9.3	8.3
6. 7ヶ月前	5,817	138.5	10.2	10.8
7. 6ヶ月前	5,866	139.7	10.3	12.1
8. 5ヶ月前	5,969	142.1	10.5	11.5
9. 4ヶ月前	4,911	116.9	8.6	11.6
10. 3ヶ月前	3,812	90.8	6.7	11.0
11. 2ヶ月前	2,074	49.4	3.7	8.4
12. 1ヶ月以内	577	13.7	1.0	3.4
合 計	56,785	1352.0	100.0	100.0

表2 業態別にみた1年間の決定時期別挙式・披露宴組数(業態別)

決定時期	ホテル(11社)			一般式場(8社)			ゲストハウス(4社)			全互協(19社)		
	合計	平均	構成比(%)	合計	平均	構成比(%)	合計	平均	構成比(%)	合計	平均	構成比(%)
1. 1年以上前	1,695	154.1	12.3	579	72.4	13.9	5,016	1,254.0	21.2	4,329	227.8	28.6
2. 11ヶ月前	847	77.0	6.1	230	28.8	5.5	1,163	290.8	4.9	811	42.7	5.4
3. 10ヶ月前	965	87.7	7.0	284	35.5	6.8	1,346	336.5	5.7	862	45.4	5.7
4. 9ヶ月前	1,205	109.5	8.7	357	44.6	8.6	1,832	458.0	7.7	978	51.5	6.5
5. 8ヶ月前	1,428	129.8	10.3	420	52.5	10.1	2,200	550.0	9.3	1,212	63.8	8.0
6. 7ヶ月前	1,632	148.4	11.8	459	57.4	11.0	2,400	600.0	10.1	1,326	69.8	8.8
7. 6ヶ月前	1,535	139.5	11.1	509	63.6	12.2	2,488	622.0	10.5	1,334	70.2	8.8
8. 5ヶ月前	1,574	143.1	11.4	485	60.6	11.6	2,558	639.5	10.8	1,352	71.2	8.9
9. 4ヶ月前	1,220	110.9	28.2	417	52.1	3.6	2,110	527.5	8.9	1,164	61.3	7.7
10. 3ヶ月前	869	79.0	6.3	285	35.6	6.8	1,648	412.0	7.0	1,010	53.2	6.7
11. 2ヶ月前	582	52.9	4.2	121	15.1	2.9	877	219.3	3.7	494	26.0	3.3
12. 1ヶ月以内	253	23.0	1.8	22	2.8	0.5	42	10.5	0.2	260	13.7	1.7
合 計	13,805	1,255.0	100.0	4,168	521.0	100.0	23,680	5,920.0	100.0	15,132	582.0	100.0

乙第4号証の2

- * 各事業者における挙式・披露宴利用により発生する最新年度の粗利益（総額又は1組平均）並びに実費発生期日を細分化した資料を作成すること（別紙「1組平均結婚式・披露宴売上と売上原価・粗利益等のサンプル」参照。この例では合計粗利益率が56%）。

この表の売上欄に見積金額を適用して得られた粗利益が当該予約客の解約による逸失利益の根拠となる。

- * なお、衣装・引出物等の持込みがあれば粗利益率の合計値が年間平均値と異なるので（一般的に粗利益率が上昇する）、解約料率をより詳細に設定する場合には、下記のように改訂モデル約款の条文に下線部分を追加する。その場合には、必ずご解約の時点で、合計粗利益率を算出する必要がある。

第6条 【お客様による解約】（記載例）

お客様が挙式・披露宴の契約を解約される場合には、下記の基準に従って解約料金を頂戴いたします。

なお、お客様の少なくとも一方向が当会場に対して明確に解約の意思を表示された日をもって、下記の解約期日といたします。

ここでのお見積額は、解約時点で示されていた直近のお見積額から別表の商品代金・解約料及び衣装解約料を除いた金額です。

なお、衣装・引出物等をお客様がお手配される場合には、④～⑨の料率が変わることがありますのでご了承ください。

- * 解約の時点で既に発注、その他手配が完了している商品・サービス及び解約料発生日、解約料をあらかじめ別表に策定しておくこと。

この場合の商品とは、印刷物・引出物等の外注品、司会者・映像等打合せ料のことを指す。

- * 衣装解約料はお客様と外部衣装店が衣装契約を行う場合に発生するもので、衣装内製化等により直接会場と契約する場合で、衣装解約料を徴収しない場合は、衣装解約料の表記を削除する。衣装料をお見積に含む場合、衣装解約料と重複して徴収することのないよう注意すること（いわゆる「二重取り」に注意）。

- * 衣装・美容着付・写真・装花・演出・司会等の取引業者との解約に関する契約を明確化すること。

- * 直近2年間程度の各事業者における合計解約件数と、それぞれの申込時期・その会場の再販件数・非再販件数・率（再販できなかった割合：上記B）のデータを作成すること。（表1はアンケート調査（R3/02）結果）

表1 2021年（R3）調査結果：1年間の解約時期別解約件数、再販件数、非再販件数、非再販率
（解約件数7072件）

解約期日	2021年（令和3）調査結果				前回調査（H19）
	解約件数	再販件数	非再販件数	非再販率	非再販率
①365日前まで					
②364日前以降180日前まで	3368	1219	2149	63.8%	30%
③179日前以降150日前まで	986	304	682	69.2%	30%
④149日前以降120日前まで	783	173	610	77.9%	45%
⑤119日前以降90日前まで	864	121	743	86.0%	50%
⑥89日前以降60日前まで	453	42	411	90.7%	70%
⑦59日前以降30日前まで	340	16	324	95.3%	85%
⑧29日前以降10日前まで	183	2	181	98.9%	95%
⑨9日前以降前日まで	95	0	95	100.0%	95%
⑩挙式・披露宴当日	0	0	0		100%

書 名 ブライダル業界におけるモデル約款の見直しに関する調査研究報告書
発 行 (BIA) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会
 Bridal Institutional Association
 〒104-0028
 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 6 階
 TEL : 03-6225-2611 FAX : 03-6225-2616
 HP アドレス : <http://www.bia.or.jp>
 E メールアドレス : info@bia.or.jp
編集・監修 (BIA) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会
 専務理事 野田 兼義
印刷・製本 ホクエツ印刷(株)

※法律で認められた場合を除き、著作権及び出版社の権利の侵害となりますので、
無断複製はお断りいたします。

※本書についてのお問合せ：公益社団法人日本ブライダル文化振興協会 事務局

乙第5号証

■学式披露当日より起算して181日前までに解約された案件の再版率・非再版率

実施期	再版あり（件）	再版なし（件）	合計（件）	再版率	非再版率
22期（2018/5/1～2019/4/30）	116	68	184	63.0%	37.0%
23期（2019/5/1～2020/4/30）	54	84	138	39.1%	60.9%
24期（2020/5/1～2021/4/30）	59	125	184	32.1%	67.9%
25期（2021/5/1～2022/4/30）	40	97	137	29.2%	70.8%
26期（2022/5/1～2023/4/30）	73	67	140	52.1%	47.9%
合計	342	441	783	43.7%	56.3%



乙第6号証

YOUR FORMAL ESTIMATE - DIGEST

printed on 2023.11.08.Wed

機

No. A-1131284

御見積：¥ 2,381,340-

(お一人様¥ 39,689)
出席人数： 60名様

実施日：2023年07月16日（日）
披露宴：17:00～19:30

プラン価格	¥ 1,200,000
お一人様あたり	¥ 19,500
追加人数	20名様

01.Cuisine	¥ 0
02.Cake	¥ 60,000
03.Beverage	¥ 60,000
04.Ceremony	¥ 200,000
05.Reception	¥ 213,000
06.Dress	¥ 0
07.Beauty	¥ 0
08.Flower	¥ 72,500
09.Photo	¥ 70,000
10.Video	¥ 0
11.PaperItems	¥ 0
12.Entertainment	¥ 0
13.Gift	※ ¥ 140,700
14.GiftSweets	※ ¥ 42,000
15.Arrangement	¥ 170,000

小計	¥ 2,618,200
ディスカウント	¥- 696,132
サービス料	¥ 243,550
小計 (2) (10%)	¥ 2,123,618
消費税 (10%)	¥ 212,362
小計 (2) (★8%)	¥ 42,000
消費税 (★8%)	¥ 3,360
小計 (2) (0%)	¥ 0
合計	¥ 2,381,340
予約金	¥ 200,000
御請求予定合計金額	¥ 2,181,340

1. 原印のある項目はサービス料がかかります。
2. サービス料率は10%です。
3. 収支・カメラマン・記念品の特典は全て弊社ご注文時のみ適用されます。
4. ご成約後のディスカウント内容の変更はできません。
5. 明細上に記載のある★印の項目は経費税率8%対象です。

ディスカウント内容

*セクシブエスタ特...	
☆7月16日(日)	
特別PLAN連席	
ブーケより	¥- 35,000
乾杯酒より	¥- 80,000
引出物より	¥- 120,000
引菓子より	¥- 40,000
記念写真より	¥- 70,000
*来館時申込特典	
衣裳より	¥- 100,000
エンドロールより	¥- 180,000
財前の特い	¥- 91,132
※大人80名保証	

		内容	数量	単価	金額	
Cuisine	3-2	クッキング・デザート作り	10,000円/2人	1	PLAN	
Cuisine	料理教室	試食会費	0	24,000	0	
Cuisine	料理教室	2名様/2人	☆兵庫5区(但馬職工/三田)...	1	PLAN	
Cake	ケーキ	7人	オリジナル生ケーキ	80	1,000	80,000
Beverage	フリードリンク	ビール、白ワイン、ソフトドリンク...	2人1杯、ソフトドリンク各	1	PLAN	
Beverage	ドリンク作り	2名様/2人	ソフトドリンク	1	PLAN	
Beverage	ドリンク作り	2名様/2人	☆神戸/神戸/ジュース	1	PLAN	
Beverage	乾杯酒	1人1杯	80	1,000	80,000	
Ceremony	式次第	司会者・演奏隊2名・新郎・新婦...	1	200,000	200,000	
Ceremony	人前式	司会者・証明書・宣誓込		180,000	0	
Reception	会場使用料	披露宴会場	GRILL TABLE	1	200,000	200,000
Reception	会場使用料	披露宴会場	7-2/2-2/3-3(202/27...	1	PLAN	
Reception	会場使用料	7-2/2-2-2	1		PLAN	
Reception	会場使用料	披露控室	2部屋	1	PLAN	
Reception	音楽	(披露室)音楽・照明・LED...	1		PLAN	
Reception	音楽	音楽著作権料/席費	1	13,000	13,000	
Dress	250000円/2人	2着 新婦衣装+1新郎衣装+1	WD227TX137(35万円含む)	1	PLAN	
Dress	350000円/2人	3着 新婦衣装+2新郎衣装+1	WD2172袖TK137(55万円含む)	0	100,000	0
Dress	7人追加料	8人追加料	新婦衣装小袖(持込可)		12,000	0
Dress	7人追加料	23人追加料	新婦衣装小袖(持込可)		38,000	0
Beauty	高米美容	洋服美容(1席)	☆2人/2人/2人	1	PLAN	
Beauty	新婦メイク	2人/2人/2人(洋・洋)	0	30,000	0	
Beauty	新郎メイク	☆2人	☆	1	PLAN	
Beauty	ビュティ	☆2人/2人	☆	1	PLAN	
Beauty	ビュティ	髪型処理	☆2人/2人/2人	1	PLAN	
Beauty	ビュティ	メイク	☆2人/2人	1	PLAN	
Beauty	ビュティ	メイク	☆10,000-	1	PLAN	
Flower	3人/2人	Presentation	専用デコレーター	1	PLAN	
Flower	卓上装花	1人/2人	1	PLAN		
Flower	卓上装花	1人/2人/2人	¥12,500×7席(8名席)	1	PLAN	
Flower	卓上装花	1人/2人/2人	追加アール	3	12,500	37,500
Flower	アーケード/2人	装花	1	35,000	35,000	
Flower	演出・空間装花	7人/2人/2人 100名以下	生花	1	PLAN	
Flower	会場装花	挙式装花	造花	1	PLAN	
Photo	記念写真	2人/2人/2人	数週間後/新郎新婦記念	1	70,000	70,000
Video	ビデオ/2人	当日ビデオ/2人(購入者まで)	当日撮影/2人/2人	0	180,000	0
Paperitem	当日アイテム	*	オリジナル封筒	1	PLAN	
Paperitem	招待状	席内状・空席・席札・付箋・地図	※参考価格	0	850	0
Paperitem	当日アイテム	席内状	※参考価格	0	750	0
Paperitem	当日アイテム	席札	※参考価格	0	250	0
Entertainment	演出	2人/2人/2人	☆JAZZ先演曲	1	PLAN	
Entertainment	2人/2人	*	☆GTTIME(アタタチンティースタイ...	1	PLAN	
Entertainment	2人/2人	*	☆GTTIME(神戸/神戸/神戸)	1	PLAN	
Entertainment	2人/2人	*	☆GTTIME(神戸/神戸/神戸)	1	PLAN	
Gift	引出物	2人/2人/2人	42	350	14,700	
Gift	記念品	贈り物/2人	42	3,000	126,000	
Q&ASweets	☆ 引菓子	贈り物/2人	42	1,000	42,000	
Arrangement	会場装花	7人/2人/2人	1	50,000	50,000	
Arrangement	披露宴司会	女性MC	※要司会者	1	80,000	80,000
Arrangement	宿泊	*	ゲスト宿泊/2人/2人		12,400	0
Arrangement	宿泊	*	ゲスト宿泊/2人/2人		17,800	0
Arrangement	宿泊	*	ゲスト宿泊/2人/2人		22,200	0
Arrangement	その他	3人/2人/2人	1	60,000	60,000	

乙第7号証

■ 学式披露当日より起算して181日前までに解約された案件の見積金額及び粗利額

成約CXL受付日～実施日までの日数区分	実施期	組数	初回売上 (合計)	初回粗利 (合計)	粗利率	平均売上	平均粗利
181日以上	22期 (2018/5/1～2019/4/30)	182	432,430,813	210,653,494	48.7%	2,375,993	1,157,437
	23期 (2019/5/1～2020/4/30)	142	323,035,372	144,959,345	44.9%	2,274,897	1,020,840
	24期 (2020/5/1～2021/4/30)	183	417,518,265	195,667,195	46.9%	2,281,521	1,069,220
	25期 (2021/5/1～2022/4/30)	257	569,851,544	258,322,462	45.3%	2,217,321	1,005,146
	26期 (2022/5/1～2023/4/30)	191	427,302,058	195,611,608	45.8%	2,237,184	1,024,145
	合計	955	2,170,138,052	1,005,214,104	46.3%	2,272,396	1,052,580

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

閲覧制限の申立書

令和 5 年 11 月 9 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

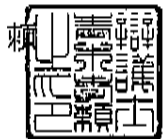
弁 護 士

増 渕 勇 一 郎



同

青 木 孝 頼



頭書の事件につき、申立人は、民事訴訟法第 92 条第 1 項に基づき、閲覧等制限の申し立てをする。

第1 申立ての趣旨

本件訴訟記録中の別紙目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る。

第2 申立ての理由

1 申立ての別紙目録記載部分には、申立人の保有する営業秘密が記載され、又は記録されている。

すなわち、別紙目録記載部分については、原告の事業における、挙式披露宴の実施件数、売上額、粗利率、平均売上額、平均粗利額、再販率等が記載されているところ、当該情報については性質上当然に秘密として管理されるべき情報であって、原告において秘密として管理されている情報である。当該情報は、事業活動に有用な営業上の

情報に該当する。加えて、当該情報については公然と知られていない情報である。

- 2 よって、申立人は、民事訴訟法 92 条 1 項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。なお、かかる閲覧制限の趣旨を踏まえて、原告も閲覧制限の対象となる事項について不用意な拡散等をしないよう適切な対応を併せて求めるものである。

以上

(別紙)目 録

1 令和5年(ワ)第1113号 解約料条項等差止請求事件 被告第1準備書面の、

(1) 5頁26行目の「件数の割合は、」の次から、「である」の前まで。

(2) 6頁16行目の「被告においては」の次から、「である」の前まで。

(3) 15頁8行目の「平均額は、」の次から、12行目の「となる。」の前まで。

2 令和5年(ワ)第1113号 解約料条項等差止請求事件 被告証拠説明書(1)の、

(1) 乙第2号証の立証趣旨の7行目の「件数の割合は、」の次から、「であること。」の前まで。

(2) 乙第5号証の立証趣旨の9行目の「非再販率は」の次から、「であること。」の前まで。

(3) 乙第7号証の立証趣旨の6行目の「平均額は、」の次から、9行目の「であること。」の前まで。

3 乙第2号証のすべて

4 乙第5号証のすべて

5 乙第7号証のすべて

以 上